

白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第 3 条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 電気自動車
- (6) V 2 H 充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表第 1 のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第 3 条 市が補助する補助対象設備を設置する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次の各項を満たすこと。
- ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 次の各号のいずれかに該当すること。
 - (ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - (イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
- (3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の各項を満たすこと。
- ア 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
 - イ 市への交付申請の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
 - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- (4) V2H充放電設備を設置する住宅は、市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車は、新規導入・導入済みを問わない。
- (5) 窓の断熱改修、電気自動車を除く設備を設置する住宅は、次の各項のいずれかに該当すること。
- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。
 - ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。
 - エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施する者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有すること（市への申請日までに住民登録をする場合を含む。）
- (2) 白井市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の設置費用を負担し、かつ所有していること。（電気自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナ

ンス会社等である場合を含む。)

- (4) 補助対象設備の設置を完了していること。
- (5) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第2号イ(イ)又は同条第5項エに該当する場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (6) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱のほか、失効前の白井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱、白井市住宅用高効率給湯器設置費補助金交付要綱及び白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
- (7) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者がこの要綱に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。
- (8) 市の他の制度により、補助対象設備に係る補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表第2に掲げる経費とし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車を除く第2条第1項各号に定める補助対象設備の種類ごとに、1世帯に1回(集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。
- 4 補助金は電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事を開始した日の属する年度の2月末日まで（第3条第5号ウに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受けた日の属する年度の2月末日まで）に、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内訳書（様式第1号の1）
- (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し又は工事完了引渡証明書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置図面（窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車を除く。）
- (5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（電気自動車にあつては、保管場所において撮影した写真。）
- (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（電気自動車を除く。）
- (7) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し
- (8) 住民票の写し
- (9) 白井市税の納税証明書（ただし、申請書により市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合は不要）
- (10) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第1号に該当することを証明する書類
- (11) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第2号アに該当することを証明する書類
- (12) 補助対象設備が電気自動車の場合は、次の書類の写し
 - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が第3条第1項第3号アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 別表3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設す

る場合の補助を受けようとするときは、V 2 H 充放電設備を設置していることを証する書類

エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し

(1 3) 補助対象設備がV 2 H 充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第4号に該当することを証明する書類

(1 4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する交付申請書を日ごとの先着順に受け付けるものとし、予算の範囲に達した日又は超えた日をもって受付を終了することができる。

(交付等の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書（様式第3号）により速やかに市長に請求しなければならない。

(財産の管理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助

事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、白井市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（様式第 4 号）により市長の承認を得た場合はこの限りでない。

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（協力の義務）

第 1 1 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第 1 2 条 市長は、規則第 1 6 条に定めるもののほか、交付決定者がこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 設置者は設備等の設置にあたり、周辺環境への影響について十分に配慮すること。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(廃止)

- 3 次に掲げる要綱は廃止する。

白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>（1）国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>（2）県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビング</p>

設備の種類	設備の要件
	の窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。
電気自動車	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>（1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>（4）国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備であること。</p>

別表第2 (第5条) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費

別表第3 (第5条) 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
太陽熱利用システム	上限 5 万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり 上限 10 万円
	停電時自立運転機能なし 上限 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象経費 $\times 1 / 4$ (上限 8 万円)
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充 放電設備を併設する場合 上限 15 万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場 合 上限 10 万円
V 2 H 充放電設備	補助対象経費 $\times 1 / 10$ (上限 25 万円)

※各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

※窓の断熱改修にあたっては、補助対象経費の $1 / 4$ の額もしくは、設備ごとに補助対象経費の額を上限のいずれか低い額とする。

※V 2 H 充放電設備にあたっては、補助対象経費の $1 / 10$ の額もしくは、設備ごとに補助対象経費の額を上限のいずれか低い額とする。